

3.3 仕様書の具体例

ここでは、関西広域連合が実施したモデル事業の仕様書を事例として掲載する。以下の仕様書は、予備調査を前年度に実施したことを踏まえ、実際に捕獲を実施する場合の仕様書である。

実際には、適宜編集して活用されたい。

3.3.1 調査設計業務及び監理業務の特記仕様書

令和元年度 ニホンジカ捕獲等の試行業務 (事前調査及び事業成果の評価) 仕様書 (案)

(1) 事業の目的

指定管理鳥獣捕獲等事業をはじめ、鳥獣を捕獲する事業が公共事業として展開されている。その一方で、設計から事業評価に至るプロセスは、標準化されていない。本事業では、実際にニホンジカを対象としたモデル的な鳥獣捕獲等事業（シカ捕獲モデル事業）を実施し、設計から事業評価に至るプロセスを点検する。これにより、関西広域連合圏内における鳥獣捕獲等事業の適正化に資する資料（『鳥獣捕獲等事業 設計・監理のガイドライン Ver. 1』）を整備することを目的とする。

(2) 事業の実施位置

徳島県名東郡佐那河内村 旭ヶ丸希少野生生物保護区及びその周辺
※佐那河内村域及び上勝町域

(3) 事業の名称

令和元年度 ニホンジカ捕獲等の試行業務（事前調査及び事業成果の評価）

(4) 事業の履行期間

事業の履行期間は、契約日から令和2年2月28日までとする。

(5) 事業の内容

1) 計画・準備

一連の業務の計画を業務計画書に取りまとめる。

2) 予備調査の実施

平成29年度より開始した予備調査では、事業予定地（5×5km）の範囲において、1.25kmメッシュを設定し、その交点にセンサーカメラを延べ25台設置している。このセンサーカメラのデータ回収を2か月に1回程度実施するとともに、適宜電池交換等を行う。センサーカメラの撮影結果は、センサーカメラごとに撮影頻度、1回に撮影されるニホンジカの群れ内個体数等について分析する。なお、撮影頻度については、同一個体の重複カウントを防ぐため、画像に撮影された個体の雌雄、成長段階を識別し、1時間を一区切りとして、同

一個体の可能性があるデータを分析から除外すること（例えば 15：10 にメス 2 頭、メス 1 頭が別の時刻に撮影された場合、後で撮影されたメス 1 頭はデータから除外される。その後、16：10 になれば、そうしたデータ除外基準はリセットされる。）。

また、事前に現地を踏査し、人の入込状況や入込動線の確認、事業対象地における見通しの確認（相観植生や立木密度、微地形がもたらす見通し距離等の確認）を行い、安全管理上の留意点を明らかにすること。さらに法令等に基づく必要な許可申請、協議事項を明らかにするため、法令等に基づく指定範囲等を把握すること。

3) 捕獲実施計画書の作成

予備調査の分析結果を踏まえ、捕獲の実施場所及び実施手法を捕獲実施計画書にまとめること。捕獲実施計画書には、安全管理計画、作業記録計画を含めるものとする。また、捕獲作業の 1~2 か月前には、捕獲従事者とともに捕獲現場を踏査し、ニホンジカの環境利用パターンや出没動向に応じた具体的な捕獲場所及び捕獲手法を選定し、計画書に反映する。

捕獲実施計画書は、別途設置する検討会議において事前の協議を経て合意を図るものとする。

4) 検討会議の開催

本業務の推進においては、捕獲の専門家及び地元関係者等からなる検討会議を設置し、合意を図りながら進める。なお、検討会議は、関西広域連合の担当者会議等をもって替えることができる。

5) 捕獲業務の監理

捕獲実施計画書及び別途実施される捕獲業務において作成される捕獲実施計画書に基づいて実施される捕獲作業について、現場での業務監理を実施する。業務監理においては、捕獲実施計画書通りに作業が行われていることを確認するとともに、作業記録の取得を捕獲等業務受注者に対して指導する。さらに、現場の安全管理、地元自治体等との連絡調整を担う。

6) 捕獲成果の評価

試行的捕獲の成果は、①局所個体群の生息メッシュにおける撮影頻度、②周辺のメッシュにおける個体群分布の変化の 2 要因により、評価する。前提として、試行的捕獲が成功した場合には、①は低下し、②は変化しないことを想定している。これらについて、結果をもたらした要因を考察する。

また、捕獲計画と実際の作業の整合が図られた事項、改善を加えるべき事項を一覧表に

取りまとめ、改善すべき事項については、改善内容を提案すること。

7) 報告書の作成

以上の結果を踏まえ、報告書を作成する。

(6) 安全管理

業務実施中には、事故の防止に努め、交通の妨害となるような行為、その他公共に迷惑を及ぼす行為等のないように十分注意を払うこと。その他、安全管理について必要な事項を記載すること。

業務実施中に、業務の実施に影響を及ぼす事故又は第三者に対して損害を与える事故が発生したときは、応急の措置を講じるとともに、直ちに事故発生の原因、経過及び事故による被害の内容等を委託者に報告すること。

(7) 提出書類

- | | |
|------------------|-----|
| 1) 報告書 (A4 簡易製本) | 1 部 |
| 2) 報告書電子データ | 1 式 |

(8) その他

本仕様書に明記されていない事項、又は疑義が生じた場合には、発注者と協議を行う。

3.3.2 捕獲等業務の特記仕様書

令和元年度 ニホンジカ捕獲等の試行業務 (捕獲及び処分業務) 仕様書 (案)

(1) 事業の目的

指定管理鳥獣捕獲等事業をはじめ、鳥獣を捕獲する事業が公共事業として展開されている。その一方で、設計から事業評価に至るプロセスは、標準化されていない。本事業では、実際にニホンジカを対象としたモデル的な鳥獣捕獲等事業（シカ捕獲モデル事業）を実施し、設計から事業評価に至るプロセスを点検する。これにより、関西広域連合圏内における鳥獣捕獲等事業の適正化に資する資料（『鳥獣捕獲等事業 設計・監理のガイドライン Ver. 1』）を整備することを目的とする。

(2) 事業の実施位置

徳島県名東郡佐那河内村 旭ヶ丸希少野生生物保護区及びその周辺
※佐那河内村域及び上勝町域

(3) 事業の名称

令和元年度 ニホンジカ捕獲等の試行業務（事前調査及び事業成果の評価）

(4) 事業の履行期間

事業の履行期間は、契約日から令和2年2月28日までとする。

(5) 事業の内容

1) 現地踏査の実施

捕獲作業を実施するにあたり、現地の業務監理を担う事業者（以下「監理事業者」という。）とともに現地踏査を実施し、ニホンジカの環境利用パターンや出没動向に応じた具体的な捕獲場所及び捕獲手法を選定する。現地踏査の実施時期は、捕獲作業を開始する1～2か月前とする。

2) 捕獲作業の実施

捕獲作業は、捕獲実施計画書で計画した期間に実施すること。捕獲作業は、捕獲実施計画書に基づいた手法・場所において、5名以上の従事者が延べ7日間実施すること。

① 誘引作業

捕獲を実施する約 1 週間前から捕獲効率向上のため、誘引餌を設置し、ニホンジカの出没を促す工夫をする。

② 銃による捕獲

銃による捕獲を実施する場合には、安全確保を万全にするとともに、出没する個体を確実に捕獲できる体制を構築し、条件を整えること。具体的には、以下の体制及び作業条件を整備する。

- ア. 現場監督員を配置し、監理事業者の指示に基づいて行動する。
- イ. 捕獲従事者は、すべて現場監督員の指示に基づいて行動する。
- ウ. 発砲は、あらかじめ定めた狙撃ポイントでのみ、可能とする。
- エ. 狙撃ポイントにおいては、あらかじめバックストップが確保できる射角を現場監督員と捕獲従事者が選定し、監理事業者に報告する。
- オ. 現場監督員及び捕獲従事者は、事前に狙撃ポイントからのニホンジカの逃走経路を推定し、警戒して逃走するニホンジカも可能な限り捕獲するよう、狙撃ポイントを配置する。
- カ. 狙撃ポイントの追加においても、監理事業者の了解を得る。
- キ. 狙撃の際には、監理事業者が許可する時間帯においてのみ、発砲する。
- ク. 実包の装填は、発砲直前とし、捕獲作業完了後は速やかに脱砲する。
- ケ. 発砲後は、薬莢を回収する。

③ わなによる捕獲

わなによる捕獲では、安全確保を万全にするとともに、捕獲効率を最大化するための工夫をする。具体的には、以下の通りである。

- ア. 捕獲体制は、銃による捕獲の場合と同様とする。
- イ. わなの架設範囲は、ニホンジカの捕獲効率が高いと考える場所を選定し、監理事業者と協議の上、確定する。架設数量については、最善の努力により、適切な数量とし、監理事業者と協議の上、決定するが、目途として 1 か所につき 10 基を 5 か所程度に架設する。
- ウ. 架設したわなは、毎日午前中に見回る。
- エ. 止めさしの際には、ナイフ等を用いてできる限り捕獲個体に苦痛を与えないよう、動物福祉の意識をもって速やかに行う。

④ 錯誤捕獲

わなによる実施では、錯誤捕獲とならないよう設置場所、誘引餌、わなの構造等について、十分な検討を加え、使用しなければならない。

万が一、錯誤捕獲があった場合は、受注者の責任において、速やかに放獣を行う。放獣結果については、放獣方法、放獣場所等について発注者に速やかに報告を行う。ただし、ツキノワグマを錯誤捕獲した場合は、捕獲された時点で、速やかに発注者へ連絡を行い、放獣方法、放獣場所等について協議の上実施すること。なお、放獣に係る費用は、原則発注者の負担とする。

3) 捕獲目標等

本業務において、ニホンジカを10頭捕獲することを目標とする。

4) 個体処分

捕獲した個体は、監理事業者の指示に従って、徳島市内の化製場に搬入し、処分する。処分後は、廃棄物処理を証する証憑を取得すること。

本業務においては、化製場での処分証憑をもって、捕獲実績の証憑とする。

5) 作業記録

作業記録は、監理事業者が指示する様式に確実に記録する。現場監督員は、作業日ごとに記録様式に漏れがないか確認する。

捕獲個体については、右腹部にスプレー等で捕獲個体番号を記載の上、撮影者から見て右向きに設置し、捕獲個体の右頭と右腹側が見えるように、捕獲個体全体を撮影する。その際、捕獲者・捕獲日・捕獲方法・捕獲場所・性別を記載した黒板等とともに写真を撮影すること。撮影した写真は、捕獲記録票とともに納品すること。

(6) その他

本仕様書に明記されていない事項又は疑義が生じた場合には、発注者と協議を行う。

捕獲記録表（わなによる捕獲：設置時記録用）

調査実施日	年 月 日	捕獲場所		設置わな	
捕獲実施者		設置時間	: ~		
補助作業者		天候			

No	設置位置	設置環境			誘引実施の有無	備考
		地形	森林	立木密度		
		平 緩傾斜 急傾斜	針葉樹林 広葉樹林 竹林	高 / 中 / 低	実施 未実施	
		平 緩傾斜 急傾斜	針葉樹林 広葉樹林 竹林	高 / 中 / 低	実施 未実施	
		平 緩傾斜 急傾斜	針葉樹林 広葉樹林 竹林	高 / 中 / 低	実施 未実施	
		平 緩傾斜 急傾斜	針葉樹林 広葉樹林 竹林	高 / 中 / 低	実施 未実施	
		平 緩傾斜 急傾斜	針葉樹林 広葉樹林 竹林	高 / 中 / 低	実施 未実施	
		平 緩傾斜 急傾斜	針葉樹林 広葉樹林 竹林	高 / 中 / 低	実施 未実施	

捕獲記録表（わなによる捕獲：点検・捕獲時記入用）

調査実施日	年 月 日	捕獲場所		設置わな	
捕獲実施者		点検開始時間	:		
補助作業者		天候			

No	捕獲後		捕獲個体のサイズ	備考
	性別	とめさしの方法		
	♂ / ♀ / 幼獣		cm kg	
	♂ / ♀ / 幼獣		cm kg	
	♂ / ♀ / 幼獣		cm kg	
	♂ / ♀ / 幼獣		cm kg	
	♂ / ♀ / 幼獣		cm kg	
	♂ / ♀ / 幼獣		cm kg	

捕獲記録表（銃による捕獲）

調査実施日	年 月 日	捕獲場所		使用銃	
捕獲実施者		作業時間	: ~ :	誘引餌までの距離	m
補助作業者		天候			

No	発見時				狙撃時						備考
	時間	頭数	性別 個体数	シカまで の距離	狙撃の 有無	狙撃後の個体数		シカの様子			
						命中	逃避	狙撃前	狙撃後		
									命中	逃避	
1	:		♂ 頭 ♀ 頭 幼獣 頭	m	有 / 無						
2	:		♂ 頭 ♀ 頭 幼獣 頭	m	有 / 無						
3	:		♂ 頭 ♀ 頭 幼獣 頭	m	有 / 無						
4	:		♂ 頭 ♀ 頭 幼獣 頭	m	有 / 無						
5	:		♂ 頭 ♀ 頭 幼獣 頭	m	有 / 無						

捕獲個体記録票

記入者氏名 _____

日付	年 月 日	時間	: ~ :
作業場所名		天候	

捕獲作業者名
(計 名)

捕獲個体番号			
性別	オス ・ メス ・ 不明		
年齢	成獣 ・ 幼獣 ・ 不明		
体長	cm	体重	kg
妊娠の有無	妊娠している ・ 妊娠していない ※この項目は、メス個体の場合のみ記入		
埋設位置			

記録写真	写真 No. _____ ※本様式には、デジタルカメラ等に表示されている写真の番号を記録 ※捕獲個体の記録写真は、頭を右に向け、尾が左になるようにすること
------	---

連絡・特記事項

- ※この様式は、捕獲作業日・捕獲個体ごとに記入すること
 ※捕獲時間は、わな捕獲では止めさしの時刻、銃捕獲では命中時刻を記入すること
 ※捕獲場所の位置は、本様式にGPS番号を記入の上、図面にも記録すること